

大学生地域活動支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、大学生等による学生団体と市内地域団体との協働活動を支援し、学生の地域への愛着・関心を高めるとともに、学生の力を生かした地域活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 学生団体 サークル、クラブ、ゼミ、研究室等で大学に所属する学生5名以上で構成される団体とし、かつ別表1に掲げる市内大学等に所属する学生が1名以上構成員に含まれている団体とする。
- (2) 地域団体 住民組織、市民活動団体、商店街等で浜松市内に拠点（住所または事務所）を有する団体とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 学生団体であること。
- (2) 市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、学生団体が市内で活動する地域団体と連携・協働して行うまちづくり活動のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 学生団体が主体的に実施する活動であること。（学業の一環として実施する活動を除く。）
- (2) 特定の政治活動や宗教活動、暴力的・破壊的活動、又は営利を目的とした活動ではないこと。
- (3) 市内での活動であること。
- (4) 親睦、レクリエーション等を主な目的とした活動ではないこと。
- (5) 事業計画及び資金計画が具体化されていること。
- (6) 事業年度において、市の他の助成制度による財政的支援を受ける見込みがないこと。
- (7) 事業年度において、国、県、その他の地方公共団体または公共的団体の助成制度による財政的支援を受ける見込みがないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、以下に掲げるものとし、各経費項目の詳細は別表2のとおりとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 通信運搬費
- (6) 賃借料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、1件当たり30万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、大学生地域活動支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)に必要事項を記載し、次の各号に掲げる添付書類を付して、市長が定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(交付の決定及び条件)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は補助金交付決定額の変更をする場合は、交付の変更申請により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれかに該当する場合には、交付の変更申請は不要とする。
 - ア 補助事業の目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、更に能率的な事業目的の達成に資する変更であると考えられる場合
 - イ 補助事業の目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合
 - ウ 交付決定額の20%以内の範囲で減額を行う場合
 - エ 交付決定額の20%以内の範囲で経費の配分変更を行う場合
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

- (6) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (8) 第14条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (9) 第14条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件
(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、前条第1項の決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の承認の申請は、変更承認兼変更交付申請書（第3号様式）により行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定金額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（第4号様式）、交付決定金額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第5号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第10条 補助事業者は、第8条2項第4号の規定に基づき、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、中止承認通知書（第7号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第11条 事業を実施した補助事業者は、補助事業完了後10日以内に、実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助事業を実施した状況が分かる写真

(4) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書（第9

号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条第2項の補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める時期までに、市長に対し、補助金請求書(第10号様式)により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、交付決定取消通知書及び返還命令書(第11号様式)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第15条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

3 市長は、補助事業者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(公表)

第16条 市長は、補助事業の概要その他第1条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表1（第2条関係）

| |
|-----------------|
| 静岡大学（工学部・情報学部） |
| 浜松医科大学 |
| 静岡文化芸術大学 |
| 聖隷クリストファー大学 |
| 常葉大学（浜松キャンパス） |
| 浜松学院大学（短期大学部含む） |
| 光産業創生大学院大学 |

別表2（第5条関係）

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接的に必要な経費であって、経費項目の詳細は以下のとおりとする。

| 経費項目 | 内容 |
|-------|---|
| 謝金 | 業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 |
| 旅費 | 市内の移動に係る交通費 |
| 消耗品費 | 耐用年数1年未満のもの、または1件5万円未満のもので、活動に必要なものに限る。 |
| 広告宣伝費 | チラシ、パンフレット等の作成、SNSでの情報発信等に係る経費 |
| 通信運搬費 | 電話代、郵便代、宅配便等に係る経費 |
| 賃借料 | 機器・設備等のリース料・レンタル料、会議等の会場借料 |

ただし、下記に掲げるものは補助対象外とする。

- ・ 交付決定日より前に支出した経費
- ・ 人件費
- ・ 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・ 領収書等の挙証書類が保存されていない経費 等